

第41回研究会

平成20年3月4日（火）午後2時
市役所 2階 第2会議室

主な内容

◆市民協働のまちづくりガイドブック(仮称)案第2部 及び 江南市の市民参画、市民協働及び市民活動の推進に関する基本条例(案)合意事項について

前回までに、市民協働のまちづくりガイドブック第1部と市民・協働ステーションのあり方については、一定の整理ができました。今回は、提言書の取りまとめに向けて、ガイドブック第2部と基本条例(案)合意事項の整合を見ながら、議論し整理していきます。

【小林会長】今日は議会中で職員の出席が少ないが、残り時間も少ないので、市民参画、市民協働の基本条例案合意事項の整理と、第2部の整合を照らし合わせる。次回は、最後になるので、どういうスタイルで提言をするのか、決めていかなければいけない。内容の議論は今日までになる。活発な議論をお願いしたい。

【尾関委員】文体の問題だが、第1部の市民協働の運営ルール⑤「・・・情報は、広く、いつもみなさんと伝え合います。」の「みなさんと」を削除したい。第1部の構成は、真ん中に運営ルールを入れてあり、ここがメインになる。ここの文体は、他と変えたほうがアクセントが付き、ルールらしく伝わる。

【加藤委員】一方通行ではなく相互伝達の意味を込めて「伝え合います」と言いたかったので、あえて「みなさんと」にこだわりはない。削除しても結構だ。「組織の中では・・・」の「の中」も要らないか。

【粕山委員】それでよいが③④の「みんな」も要らないのではないか。

【大竹委員】私は逆に入れたい。強調できるようにしたい。

【尾関委員】運営ルール以外の文章に「市民の皆さん」など、「皆さん」がいくつか出てくる。「市民の皆さん、はじめてみませんか」という文章の流れ(文体)の中に、サワリの部分として、それとは違った文体で、運営ルールを表現して挿入している。「皆さん」という表現は、運営ルールの文体としては違和感がある。

【小林会長】言葉の与える印象として、「みなさん」は、私が呼びかけるということで、私は皆さんの中に入っていない。「みんな」というと、みんなが一緒、自分も含まれていることになり、与える印象が違うかなという気がする。

【尾関委員】③④⑤の「みんな」「みなさん」は、全部削除してもいいか。

【山中委員】⑤はよいが、④の「みんなが」を取ってしまうと、主語がなくなってわかりづらくなる。

【粕山委員】運営ルールだと知らしめるには、文体として全部削除してもいいのではな

いか。

【小林会長】④の「組織の中では、みんなが交替で・・」を「市民協働のそれぞれの組織では、交替で・・」とすると、一つ一つの組織が「役割を分担しあう」というようにとられてしまわないか。

【早瀬委員】「みなさんと伝え合います」の「みなさんと」を省いて、「広く、いつも」を逆にして「いつも、広く伝え合います」にした方が語呂がいい。

【小宮委員】「みんな」という言葉に価値がある。「みなさんと」「みんなで」が大事である。⑤の「みなさんと」もあっていい。

【粕山委員】運営ルールを少し強い形で表現したいと言っていたので、「みんな」や「みなさん」は削除してもよいのではと言ったが、委員の皆さんが、残したほうがよいというのなら、残してもいいのではないか。

【小林会長】⑤は「・・・情報は、いつも、広く伝え合います」にし、③④はこのまま残すという案でいいか。

【各委員】異議はない。

【小林会長】第1部はこれでいいか。では、第2部の修文と基本条例案合意事項の扱いだ。基本条例案合意事項は条例案という形にはなっていないので、どのように扱うか。

【尾関委員】基本条例案合意事項の「市民協働及び市民活動」の部分だが、市民協働の運営ルールは定義の中に入り込んでいるから、この部分は少なくなっている。

【岩根委員】市民政策提案手続だが、提案者の要件が20歳以上になっているが、最近では18歳以上も成人という議論もある。

【尾関委員】この制度を実現しようという立場に立つと、20歳以上としたほうが取り入れられやすいという意見が行政側からあった。抵抗がないという方を選んだ。

【小林会長】「成年に達した市民は、」ということにすれば、仮に法律などで成年の年齢が変わっても、困ることはないのではないか。

【事務局】条例案の提案ではないので、条例化をするときの状況で、柔軟にできるように会長の意見がいいのではないか。

【小林会長】「成年に達した市民は、・・・」にしよう。

【大倉委員】「基本条例案合意事項」ではなく、「基本条例案提言書」にしてはどうか。内容は練りに練っているので良い。

【長崎委員】最後の1条を入れれば完成かと思う。より詳しい内容は、規則で定めるとしておけば完成ではないか。また、番号ではなく〇条にした方がよい。

【大倉委員】条例にするには、まだまだいろいろ整えることがある。われわれは法律の専門家ではないから、それには限界がある。あえて条例案にしなくてもいい。

【小林会長】研究会で条例案として提言しようとする、細かな文言まで詰めておかないといけない。全員で逐条逐語は行っていない。「市民参画の定義はこれでいいのか？」とやっていると、時間がかかってしまう。このまま条例にしてくださいではなく、この内容を入れた条例を制定してくださいという形でよいのではないか。

- 【大倉委員】 専門家から見ると言いたいことはたくさんあるだろう。条例の基本がなっていないという人もいるだろう。
- 【尾関委員】 合意事項としたからまとまったが、法規的な整理も必要であり、合意事項だから整理ができた。
- 【小宮委員】 大枠はできている。これをどうやって生かしていくかが、問題である。
- 【大倉委員】 合意事項という言い方では、われわれだけの内々のものという感じがする。
- 【小宮委員】 分科会でギリギリまでやって合意できなかったことが、全体会で合意することは難しい。
- 【大倉委員】 「〇〇に関する基本条例案提言書」がいい。骨子だということがわかる。
- 【事務局】 「〇〇に関する基本条例についての提言書」でもよい。
- 【尾関委員】 案をつけないと、現在ある条例に対する提言書という印象にならないか。
- 【小林会長】 「〇〇に関する基本条例制定に向けての提言書」でどうか。全体が提言書なので「〇〇に関する基本条例制定に向けて」でもいい。
- 【長崎委員】 「〇〇に関する基本条例の制定に向けて」にしてほしい。
- 【事務局】 前回合意したステーションのことも、「市民・協働ステーションのあり方について」というまとめ方になる。ステーションを入れて4部構成ということでよいか。
- 【小林会長】 全体としては「江南市市民協働研究会提言書」であり、その構成として「第1部：市民へのアピール」「第2部：市民協働のまちづくり推進指針」「第3部：江南市の市民参画、市民協働及び市民活動に関する基本条例の制定に向けて」「第4部：市民・協働ステーションのあり方について」というようになる。これまで使ってきたガイドブックという言い方は、これら全部がガイドブックなのか、指針のみがガイドブックなのか。
- 【尾関委員】 市民向けには、第1部、第2部だけでいいのではないか。
- 【小林会長】 市長に提言するときは、全体として、この内容が入っているガイドブックをお作りくださいということで、第1部、第2部が、ガイドブックとして発行することを望む。第3部を踏まえて条例化の検討を、第4部のような施設の設置をしてくださいと提言をする。
- 【岩根委員】 第1部、第2部だけなら、愛知県のように協働のルールブックをポケット版にしてもいい。あれには、A4判にして16ページ分が納められている。
- 【尾関委員】 挿絵もいれてほしい。
- 【小林会長】 ガイドブックは、カットを入れて親しみのあるものを作ってほしいと提言に書いておこう。この体裁に整理した形で、次回は議論をしよう。大枠は決まったので、中身を見ていきたい。
- 【大倉委員】 これまで、保留にしていたと思うが、市役所と市民の関係は連携でいいのか。市役所と市民の協働はどうなったのか。
- 【尾関委員】 その点については、研究会としては一致ができなかったので触れないということにした。

【小林会長】市が条例を作っていこうということで、議会に提案をする際には、協働だということが入るかもしれない。しかし、われわれとしては、合意できなかったとするしかない。

【大倉委員】それでは、これまで何をしていたのか、職員は上司に説明ができるのか。

【小林会長】市としては、本当はそこのをやってほしかったのかもしれないが、われわれとしては割り切るしかない。あとは市として判断をすることになる。

《休憩》

【小林会長】体裁の話をしてきたが、中身の話があればしてほしい。これまでの議論を思い出して、第2部と「基本条例の制定に向けて」は、内容的に噛み合うものだろうが、突合していないところはないか。

「基本条例の制定に向けて」の8ページ、「市民協働及び市民活動の推進の拠点となる施設の設置」の項目の施設とは、具体的にはステーションのことなので、「・・・市民活動の推進の拠点となる施設（市民・協働ステーション）を設置するものとする。」にしてはどうか。

【事務局】項目18に「市民協働及び市民活動を行う団体は、まちづくり事業の提案ができる」となっており、「その制度についての必要な事項は別に定める」となっているが、別に定める事項の具体的なイメージはあるのか。市民政策提案との違いはどのように考えたらよいのか。市民政策提案については、議論をして細かく決めたが、まちづくり事業提案のイメージを教えてください。

【小林会長】項目18がなくても、項目12の市民政策提案があるから提案はできる。12はまちづくりのことに限定をしていない。18はまちづくり事業に関することだ。予算が伴うものだが、この文面上はわからない。

【尾関委員】まちづくりに限った事業の提案と、幅広い政策に対する市民による提案の違いもある。

【長崎委員】項目18はまちづくりの事業提案を募集する制度として置いてある。他市では、協働事業と言っている場合もある。

【尾関委員】第2部の最後の項目「市の委託事業に対する心がけ」だが、委託の事業内容を市役所で検討することもあるが、市民政策提案が制度化されて、段階を経て、重複しながら行っていく。項目18は、こういう事業をやりなさいと委託になれば、その先はどこになるのか。この心がけに「まちづくりに関する市の事業を委託する場合や、」と書いてある。幅広い政策提案制度の中に、まちづくり事業提案が含まれている形だ。金銭を使うものもあるから、別立てにしてもいいかなと思う。市民委員会や市民懇談会などは、分科会では、市役所がやり易くするための配慮も出された。市民同士の意見の場を上手く行政が使うこともある。

【大倉委員】市民活動・市民協働推進協議会について、主な役割は決まっているのか。江南市地域まちづくり事業補助金の審査・評価等とはどういうことか。

【事務局】補助金のことは、かなり前の研究会の中で、事務局から説明させていただいたが、補助金名称は別として、公募型の補助金を新年度から始める。応募のあった事業の審査を、協議会でやってはどうかと考えており、以前太田委員も、協議会の当初の活動は、お金が関わることを扱ってはどうかと発言していた。市民・協働ステーションの運営についての協議も担っていつはどうかという分科会の案である。補助金については、第2部「市民協働や市民活動によるまちづくりを推進する市の施策」④の「補助金制度の創設」と突合するものである。

【尾関委員】誰が見ても公平な審査をしてほしい。

【小宮委員】市民・協働ステーションについてであるが、エレベーターは付かないということであった。期待してステーションに来るお年寄りもいるのではないか。手すりにレールをつけるような簡易な形のエレベーターをつけることはできないか。

【小林会長】どのような機種を付けようということを議論することはできないが、ステーションはバリアフリーにしてほしいと提言に書くことはできる。「将来的には、バリアフリー化を」と書けば、小宮委員の思いは伝わる。

【岩根委員】市民がふれあうことのできる場、サロンのようにしていきたい。人が来なければステーションは何にもならない。

【小林会長】では、提言の中で市民・協働ステーションの役割として、「市民のつどいの場」「相談」「啓発」「情報・場所の提供」「交流・ふれあいサロン」というように書こう。

【大倉委員】「基本条例の制定に向けて」の市民参画とは、市政に市民が参加するという意味でいいのか。

【小林会長】対等及び自立の関係で、年齢、国籍、職業等となっているが、性も入れる必要があるのではないか。第2部にも同じ表現があるので「年齢、性、国籍、職業等・・・」とする

また、「法令の遵守」の遵は、読めない人もいる。当用漢字なら「順守」である。

【粕山委員】第2部⑦職員の能力開発「市職員は、地域社会の一員である一市民であることを自覚し・・・」は語呂が悪い。

【事務局】「地域社会を構成する一市民」がいい。

【小林会長】微修正がいくつかあった。おさらいをすると、第1部の⑤は「・・・いつも、広く伝え合います」で「みなさんと」を省く。

対等の関係は「年齢、性、国籍・・・」とする。

職員の能力開発の中の表現を「市職員は、地域社会を構成する一市民」とする。

「基本条例(案)合意事項」は、タイトルを「江南市の〇〇に関する基本条例の制定に向けて」にする。

「法令の遵守」は「法令の順守」とする。

市民政策提案手続の年齢要件の表現を「成年に達した市民は、」にする。

「・・・市民活動の推進の拠点となる施設（市民・協働ステーション）を設置するものとする。」にする。

ステーションのあり方についての提言は、市民・協働ステーションの中で、（地域情報センター２階）の下に「※将来的にはバリアフリー化を」と書く。その右横に、「市民のつどいの場」「相談」「啓発」「情報・場所の提供」「交流・ふれあいサロン」と書く。

第２部①活動拠点の確保では、ステーションのことを強調するために、「新たに、市民・協働ステーションを設置するなど、拠点施設を確保します」にする。

３月２７日は、第１部、第２部のガイドブックには、カットなどを入れて親しみやすいものとして発行いただきたい。第３部を踏まえて、条例化をお願いしたい。第４部のような施設の設置を早急をお願いしたい。市として、よろしくご対応くださいと市長に提言をする。

次回は、提言書の形になったものを見て、問題はないかチェックしていこう。



いよいよ研究会は、次回が最後となります。これまでの検討結果を、市民協働研究会提言書としてまとめ、３月２７日（木）に市長に提言していくこととしております。

次回は、提言書の形にまとめたものについて、全体を確認していきます。